

令和7年1月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和7年1月27日（月） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年1月27日（月） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 増田恭子	2番議員 清水健一
3番議員 佐藤明孝	4番議員 平川勇
5番議員 川岸和花子	6番議員 岡戸章夫
7番議員 加藤久幸	8番議員 中根信一郎
9番議員 吉筋恵治	10番議員 中根幸男
11番議員 西田彰	12番議員 亀澤進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長 太田康雄	副町長 村松弘
教育長 野口和英	総務課長 平田章浩
財政課長 鈴木俊久	建設課長 岡本教夫
学校教育課長 塩澤由記弥	

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

10 会議に付した事件

議案第 1号 森町一般会計補正予算（第12号）

議案第 2号 建設工事請負契約の締結について

<議事の経過>

議長 (吉筋惠治君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年1月森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本臨時会は、感染対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋惠治君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めるこにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第 127 条の規定によって、
10 番中根幸男君及び 11 番西田彰君を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (吉筋 恵治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3、議案第 1 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員 朗読)

議長 (吉筋 恵治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田 康雄 君) ただいま上程されました議案第 1 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）」提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,233 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,106,492 千円とするものでございます。

6 ページ、第 2 表繰越明許費補正につきましては、令和 7 年度に繰り越して実施する事業に、防災・安全交付金事業（舗裝修繕）を追加するものと町単独河川改修事業の金額を変更するものでございます。

まず、1 の追加、8 款 2 項の防災・安全交付金事業（舗裝修繕）につきましては、当初予算に計上していたものの内示率が低く、国費内示分のみ実施していた事業について、国の補正予算第 1 号の成立に伴い、「防災・減災・国土強靭化のための 5 か年加速化対

策分」として防災・安全交付金の内示を受け、工期を確保し、令和7年度にわたり事業を実施するため、繰越明許費に追加するものでございます。

次に、2の変更につきましては、歳出予算に計上いたしました8款3項の町単独河川改修事業について、工期の確保のため、補正予算第11号でお認めいただきました金額に加え、繰越明許額を増額する変更でございます。

7ページ、第3表債務負担行為補正につきましては、本年度末で宮園小学校・森中学校調理場調理等業務の委託期間が満了となるため、新年度当初から学校給食調理業務に支障が生じないよう、準備期間等を勘案し、早期に委託契約事務を進めるためのものでございます。

8ページ、第4表地方債補正につきましては、まず、1の追加でございますが、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業については、防災・安全交付金事業（舗装修繕）の財源でございますが、交付金の目的に沿った起債へ振り替えるため、追加するものであります。また、緊急浚渫推進事業につきましては、町単独河川改修事業の財源として、追加するものであります。

次に、2の変更でございますが、公共事業等につきましては、防災・安全交付金事業（舗装修繕）の財源として防災・減災・国土強靭化緊急対策事業へ振り替えるため、限度額を減額する変更でございます。学校教育施設等整備事業につきましては、中学校空調施設工事の財源として、限度額を増額する変更でございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款3項2目河川維持改修費3,200千円につきましては、国より令和6年度緊急浚渫推進事業の追加募集があり、早期事業着手のため、追加要望を行い、準用河川第2小薮川浚渫事業について確認結果通知を受けたことから、事業費を計上するものでございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費 4,033 千円につきましては、中学校での通級指導教室を本年 4 月から開設をしたく、開設に係る準備経費等を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、20 款 1 項 1 目繰越金 733 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

22 款 1 項 5 目土木債 5,000 千円のうち、公共事業等債 16,200 千円の減額及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 ^{じん}18,000 千円につきましては、防災・安全交付金事業（舗裝修繕）の財源として振り替えるものでございます。

緊急浚渫推進事業債 3,200 千円につきましては、単独河川改修事業に対する財源として計上するものでございます。

7 目教育債 1,500 千円につきましては、中学校空調施設工事に対する財源として計上するものでございます。以上が、令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長　（吉筋 恵治君）日程第 4、議案第 2 号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長　（吉筋 恵治君）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長　（太田 康雄君）ただいま上程されました、議案第 2 号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和 6・7 年度町単独災害復旧事業町道鍛治島大久保線鍛治島橋上部工架設工事の建設工事に係る請負契約の締結でございます。

工事の概要につきましては、橋りょう上部工の架設工事でありまして、道路幅員 4 メートル、橋長 29.9 メートルの橋りょうでご

ざいます。

去る 1 月 22 日に指名競争入札を行いました結果、森町飯田 4059 番地を事務所所在地とする岡野建設株式会社、代表取締役、岡野良隆が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を契約金額 1 億 2,430 万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。なお、工事期間としましては、令和 7 年 1 月 29 日から令和 8 年 3 月 19 日までを予定しております。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長 (吉筋 恵治君) ここでしばらく休憩します。

(午前 9 時 43 分 ~ 午前 10 時 00 分 休憩)

議長 (吉筋 恵治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 1 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 12 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員 (佐藤 明孝君) 佐藤です。

まず 7 ページ、歳出からお願いします。河川維持改修費に伴う補正額 3,200 千円という金額ですが、これは浚渫と先ほど説明がありました。この浚渫につきましては、第 2 小籜川とありましたが、まず第 2 小籜川がどこ辺の位置というか、部分というのか、どこを指すのか、その場所と浚渫の工事の範囲がどれくらいにわたるのか、そして浚渫というのは平たく考えると、川をさらうというのか、洗うというのか、そのような感じになると思うのですが、そういう場合に取り上げた泥とか汚泥的なものをどうやって処分なさるのか、そこら辺をちょっとまとめてお聞きしたいと思います。

議長 (吉筋 恵治君) 建設課長。

建設課長

(岡本教夫 君) 建設課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

7・8ページ、8款3項2目河川維持改修費の0002町単独河川改修事業、補正額3,200千円でございます。

まず第2小籠川の範囲はどこかということでございますが、第1、第2都市下水路の合流点、町内で言いますと、南町地内になりますが、こちらが第2小籠川の最上流部ということで、下流につきましては、円田地内になりますが、大橋川という川が小籠川に流れ込んできております。ここが県河川との境界といいますか、管理区分になっております。その場での範囲の中で、今回浚渫するところというのは、主要地方道掛川天竜線、県道ですけれども、こちらに芳徳橋という橋が架かっておりまして、この橋の上下流、延長で約23メートルですが、こちらの土砂が橋の断面がだいぶなくなっているというような形になっておりますので、ここの土砂を浚渫いたします。

その土砂はどこに処分するのかということでございますが、土砂の処分につきましては専門の処分場がございます。汚泥につきましては、専門の処分場を持って行くという形になりますが、もしかしたら今回、現場でその土を少し乾かして、水分を飛ばせば、もうちょっと安い処分場を持っていけるという可能性もありますので、その辺は工事をやっていく中で、業者さんとまた協議しながら決定していきたいと考えております。以上です。

議 長

(吉筋 恵治 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員

(佐藤 明孝 君) 今大体お話で、場所は南町地内というようなところで、具体的な場所も分かりました。

そして浚渫の関係ですが、3,200千円という金額、我々素人からするとちょっと安いかなと思うのですが、これ繰越明許で3,200千円が増額されているということで、結果的には84,700千円の総費用で行うものと解しますが、これでよろしいでしょうか。

議 長

(吉筋 恵治 君) 建設課長。

建設課長

(岡本教夫 君) 建設課長です。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの場所、浚渫する場所ですが、円田地内ということになりますので、その点だけ御確認をお願いいたします。

それから 6 ページの繰越明許費補正に変更ということで、元々補正前が 81,500 千円ということでございました。

こちらにつきましては、緊急自然災害防止対策事業債ということでございまして、12 月補正におきまして大洞院川、椿沢川の 3 件の河川改修事業につきまして、補正予算を上げさせていただいて、お認めいただいたところでございます。こちらに追加して、今回この 3,200 千円、同じ緊急自然災害防止債ですが、今回は浚渫ということで、緊急浚渫推進事業債という起債を使って、この浚渫工事を進めるということでございます。早期に予算を確保いたしまして、雨期前に浚渫をやりたいということでございます。

第 2 小箇側の浚渫工事につきましては、今回の 3,200 千円を 81,500 千円に追加して 84,700 千円ということでございます。以上です。

議 長

(吉筋恵治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

説明書 5・6 ページの町債、公共事業等債が 16,200 千円減額されて、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債が 18,000 千円増加されております。こちら、交付金の目的に沿って切り替えたということですけれども、これを切り替えたことで、どのように変わるのでかということと、金額が減らした分と増やした分が違うので、そこの説明をお願いしたいです。

議 長

(吉筋恵治 君) 財政課長。

財政課長

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

5・6ページ、まず、公共事業等債、それから防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、この二つの概要ということでございます。

今回事業費については国の補正の対象額として、3,600万円を見込んでおります。

この公共事業等債につきましては、3,600万円の補助率が2分の1ですので、18,000千円が起債の対象額となります。この18,000千円に対して、充当率、いくら借りられるかというのが90パーセントまでということになっておりますので、そうしますと18,000千円の0.9ということで、16,200千円が起債できる金額となります。

そして、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債こちらにつきましては、同様の計算方法をしますが、こちらは18,000千円の10割を借り入れすることができますので、100パーセントになりますので、そのまま18,000千円が借り入れの対象となるということで、この10パーセント分が今回、起債として認められるようになったということになっております。

それから、この二つの事業債の違いでございますが、公共事業等債につきましては、交付税の算入率がございます。後年度において交付税に算入できるものがあるのですが、こちらが非常に複雑で、この90パーセントのうち50パーセントが本来分で、40パーセントが財源対策分という形になっておりまして、この財源対策債の2分の1を後年度の交付税に算入できるものになっております。簡単に言ってしまいますが、充当率に対して22.2パーセントぐらいが後年度の交付税算入ができるものになっているということです。一方、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債につきましては、この借り入れた金額の半分、50パーセントが交付税算入ができるというものになっておりますので、たくさん借り入れができる上に、後年度の交付税の算入も借り入れた金額の2分の1が交付税の算入ができるということで、非常に有利な起債になるということで、今回このような形で計上させていただいて

おります。以上でございます。

議長 (吉筋 恵治 君) 他に質疑はありませんか。

1番、増田恭子君。

(増田 恭子 君) 7・8ページ、学校管理費のところになります。先ほど中学校施設整備費ということで、新しく教室を作るという話だと思うのですけれども、こちらが通級指導教室ということですが、4月から教室が始まるということで、今補正で上がっていると思うのですが、こちらの詳しい説明をお願いします。

議長 (吉筋 恵治 君) 学校教育課長。

学校教育課長 (塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいま増田議員から御質問がありました通級指導教室についてということで、御説明をさせていただきます。

まず通級指導教室とはいうことですけども、通常級で在籍している子供たちのうち、例えば友達とのコミュニケーション力が上手くて友達と上手くいかないとか、多動傾向があつたりして授業に集中ができないとかというような個々の特性を持った子供たちを通常の授業から一時、部屋を変えて、そこで日頃の困難さを克服するためにトレーニングするというのが通級指導教室です。森町ですと、平成30年に森中学校に開設しております。令和6年から宮園小学校で教室を開設しております。現在、両方で36人の通級指導教室に通っている児童がいます。今まで中学にはなかつたわけですけども、やはり学校の指導者からして引き続き中学校へ上がった後もそのような特別の支援が必要であるというような判断もありますし、また子供、もしくは保護者もそうですけども、今までからなくなってしまうことに対する不安感もあるものですから、またその対象になる子供も年々増えているというような実態もございまして、中学校に令和7年度から開設をするというような運びになっております。

今回、令和7年度の補正につきまして森中学校に通級指導教室を設けるに当たりまして、場所としては校舎2階の東側になりま

す。現在一番東側から職員室、校長室、その隣に学習室といいますか、教室の半分を教材室と面談室と二つで使っている一つの教室がありますけれど、そこを改装させていただきまして、通級指導教室と相談室という形で整備をして利用するために補正を上げさせていただいているものであります。以上です。

議 長

5番議員

(吉筋恵治 君) 5番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 川岸です。

増田議員の質問に重ねさせていただきます。

令和7年度から開設する森中学校の通級指導教室には何人ぐらい通われる予定なのかということと、近隣の市町の様子などが分かればお願いします。

議 長

学校教育

課 長

(吉筋恵治 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、来年度開設に向けての対象の生徒数はという御質問でございます。

こちらにつきましては、現在6人を予定しております。うち一人は旭が丘中学校の生徒を予定しております。今年度から令和7年度の開設に向けて準備をしてきておりますので、やはり準備の期間、周知でありますとか、対象の児童・生徒に十分行きわたったかということは非常に不安な面もありますけれども、まずはこのような取組をした上で、今、小学校の通級指導教室に通われているお子さんたちの状況を十分把握する中で、中学へつなげていくという考え方で、令和7年度以降、取り組んでいくことによって、来年以降、もうちょっと人数が増えた状態での取組が想定されているところです。令和7年度については若干人数が少ないかなというところでございます。

また、御質問の2点目でございます。

周辺の市町での取組状況ということですけども、袋井市につきましては、袋井南中学校に開設されておりまして、今回、森町の

取組に際しまして、そちらを参考に視察といいますか、いろいろ状況を見させていただいております。磐田市につきましても、数クラス、何クラスという具体的な数はちょっとお答えできませんけども、磐田市、袋井市におきましてもそれぞれ数クラス、中学校において設置が現在されているということでございます。以上です。

議長（吉筋恵治君）5番、川岸和花子君。

5番議員（川岸和花子君）その通級指導教室が開設されるにあたり、教員の対応というか、そこはどう考えておられますか。

議長（吉筋恵治君）教育長、野口和英君。

教育長（野口和英君）教育長です。

ただいまの川岸議員の再質問でございますけれども、通級指導教室の担当教員をどうするかという御質問かと思いますけども、県から通級を開設するにあたりまして、加配措置が取られる予定でございます。ただ人数が6人と少ないものですから、兼務で通級の指導担当教員という形で、森小、宮園小の通級への指導も兼ねて森中に配置になるという予定でございますので、現在予定しているのは森中の通級指導教員が6人では人数も少ないものから森小の通級の時間に行って、その通級のあり方の指導をする、あるいは宮園小の通級の時間にそちらへ派遣して、その指導教諭に対して指導助言をするというような体制を取る予定でございます。以上です。

議長（吉筋恵治君）他に質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員（佐藤明孝君）ただいまの質問に関連したことになります。

この通級指導教室というのは、校内における生徒の居場所づくりの事業の一環という考え方で、いいでしょうか。

それと、対象の子供さんたちが若干コミュニケーション等が不足するという子供さんたちというお話をしたが、これにつきまし

ては、インクルーシブも考慮されてのことなのか、それと加配措置というところで教員のお話があったのですが、今は教員が非常に不足しているし、また働き方改革で教員の拘束時間等も短くしよう、時間外勤務もなくそうというこういう世の中で、そういうことで教員たちに対するこの配慮的なものに対する考え方、こういったところをちょっとあわせて確認の意味でお聞きしたいと思います。

議長

(吉筋 恵治 君) 学校教育課長。

学校教育

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

課長

ただいまの佐藤議員の1問目の御質問でございます。

対象となる児童・生徒の状況といいますか、対応についてという御質問でございますけれども、特別支援が必要な対象のお子さんにつきましては就学支援委員会等でどのような対応が必要かというような判断をさせていただいております。特別支援級に行くというような子供はその対応を取るわけですけれども、通常級に在籍をしてその特徴に合った指導をするというようなお子様が通級指導教室の対象になります。いわゆるこの中間といいますか、グレーといいますか、そのような子供たちを対象とする、日常での学校での事業であるとか、友達とのコミュニケーションであるとかの困り感を解消するために、指導する個々の特徴を克服するために取り出して指導するという教室になりますので、一般で言う特別支援教室とは違う教室となります。以上です。

議長

(吉筋 恵治 君) 教育長、野口和英君。

教育長

(野口 和英 君) 教育長です。

ただいまの学校教育課長の説明につきまして、多少加えさせていただきます。

通級対象の児童・生徒でございますが、主に対人関係、ソーシャルスキルに課題があるという形でございますので、授業の中で、取り出し指導、1時間あるいは児童・生徒によっては2時間という場合もあるのですけれども、取り出しましてその子に必要な対

人スキル、例えばアンガーマネジメントとか、認知機能を高めるとか、そういうことの指導支援をするのが通級でございます。

インクルーシブと関係あるのかというような御質問ございましたけれども、その時間は取り出しますので、他の児童・生徒とは一緒にその空間ではございませんので、そこで学んだことを基に通常級に戻ったときに、他の子たちとうまくコミュニケーションを図れるということありますので、広い意味で言えば、インクルーシブにつながっていくことになろうかと思います。発達に課題を抱えている人が通常級に行って、他の子と上手く学びを継続できるということであれば、インクルーシブにつながるのかなと思います。

それからもう1点でございますが、働き方改革と教員の勤務の問題、通級の担当教員にもう一人支援員をつけまして、例えば記録を取ったりということがございますので、それは支援員もそこを補助しながら、一緒にやることで、その通級の担当教員が大幅に勤務時間が伸びるとか、そういうことはないようにしておりますし、また、通常級の担任にとっても、対象児童・生徒がそこに行って、いろいろなスキルを学んでくるということであれば、その子に対応する時間も当然、軽減されるということにつながるので、働き方改革にも広い意味で言えばつながっていくと考えております。以上です。

議長　（吉筋恵治君）佐藤議員は3問が終わっておりますが、発言を認めます。

3番議員　（佐藤明孝君）最初に言いました児童・生徒の校内における居場所づくり事業の一環の関連性があるのかという、この点についてお願いします。

議長　（吉筋恵治君）学校教育課長。

学校教育　（塩澤由記弥君）学校教育課長です。

課長　ただいまの佐藤議員の学校における居場所づくりの位置づけがあつての通級指導教室かというような御質問でございます。通級

指導教室は先ほど来申し上げましたとおり、個々の特性に応じた指導をする教室でございますので、特に居場所としての位置づけではなくて、授業を行う教室、指導する教室となります。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 教育長、野口和英君。
教育長 (野口和英君) 教育長です。

ただいまの学校教育課長の答弁に補足をさせていただきます。居場所となりますと、例えば不登校傾向のある児童・生徒がおりますけれども、学校に来た時にその子たちにとっての居場所というものは、校内支援センター的な教室が今どの学校でも用意をし、そこで居場所づくり、担当の教員も専属ではつけられませんけれども、空き時間の教員、あるいは養護教諭、それから生徒指導主任、生徒指導主任、場合によっては学校運営協議会委員、ボランティアがそこに入って、支援をすると。わかばには行かないけれども、学校には登校できる。だけれども教室にいるのが辛いという子たちが行くような居場所は通級とは別に、各学校で教室を使って用意をしているところでございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 他に質疑はありませんか。
8番、中根信一郎君。
8番議員 (中根信一郎君) 同じく7・8ページ、学校管理費の関係でお伺いをいたします。

0002 修繕費と0003 中学校空調施設、エアコンの工事ということでしたが、これは森中だけなのか旭中にも同じように通級指導教室として開設をするのか、その辺の詳細が分かればお伺いをします。

議長 (吉筋恵治君) 学校教育課長。
学校教育課長 (塩澤由記弥君) 学校教育課長です。
ただいまの中根議員の御質問でございます。
10款3項1目学校教育費の0002 中学校管理運営費の修繕費及び0003 中学校施設整備費の対象ということで御質問でございま

す。

今回提案させていただいております教室通級指導教室につきましては、森中学校のみに設置する教室を想定しております。したがいまして、旭中は通級指導教室の対象ではございません。

修繕費につきましては、先ほど申し上げました一つの教室を通級指導教室と相談室として二つ区分けをして利用するために、間の壁、仕切りの壁を設置したり、ロッカーを設置したりするような修繕として使用するものでございます。中学校施設整備費の工事請負費につきましても、一つの教室として1台のエアコンを設置するものでございます。

あと、もう一つ通級指導教室数とは異なりますけれども、中学校管理運営費の修繕費におきましては旭中学校の職員室のエアコンに不具合がございまして、夏前に早急に修繕をしたいというようなこともありますので、修繕費 624 千円のうち 28 万 8,000 円は旭中学校の職員室のエアコン修繕が含まれておりますけれども、それ以外につきましては森中学校の通級指導教室の整備に係る費用でございます。以上です。

議長（吉筋 恵治君）8番、中根信一郎君。

8番議員（中根信一郎君）先ほど、森小、旭が丘中学区の小学校で生徒として6人、森5人、旭一人ということでしたが、その森小の人は森中に行くと、旭の一人が今度は旭が丘中学校では問題はないのかどうか、森中へ来るということはないとは思いますが、そちらの準備といいますか、それは入っていないのかなと思ったものですから、そこら辺は問題ないのであればいいかなと思いますが、それについて伺います。

議長（吉筋 恵治君）学校教育課長。

学校教育課長（塩澤由記弥君）学校教育課長です。

課長（ただいま中根議員の御質問でございます。

森中学校、旭が丘中学校それぞれの生徒の対応に問題がないかという御質問だと思われます。

森中学校につきましては自校に通級指導教室ができますので、一定の事業でここに通うというようなパターンになります。一方、旭が丘中学校の生徒に関しましては、まだ具体的に時間帯といいますか、カリキュラムが決まっているわけではないですが、午後の放課後でありますとか、授業の最後の時間等を利用して保護者が森中学校に連れて来て、そこでその指導を行うということを想定しております。全国的にそうですけど、全ての学校に通級指導教室が設置されれば一番理想的ではありますけれども、実態としてやはり数校に1教室であるというような設置の箇所でございますので、今のところ全国的にですけれども、袋井市にしても磐田市にしても数校の生徒はそこに通うということで対応をしている実態がございます。以上です。

議長

(吉筋恵治君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉筋恵治君)討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長

(吉筋恵治君)起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田彰君)今、この鍛冶島橋の下部工工事の進捗具

合はどうなっているのでしょうか。

議長 建設課長 (吉筋 恵治 君) 建設課長。
(岡本 教夫 君) 建設課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えいたします。

下部工工事の進捗状況はということでございます。

こちらにつきましては県道大河内森線を掘削する関係がございまして、そのため仮設の道路を一時的に通行規制がかかりますので、^{うかい}県道を迂回させるような仮道を今現在作って、そちらは完了しております。それから、河川内の仮設道路こちらについても今完了しておるところでございますので、これから橋台の床掘り作業に入っていくという段階になってございます。以上です。

議長 11番議員 (吉筋 恵治 君) 11番、西田彰君。
(西田 彰 君) 今回契約して、令和7年1月29日執行期間ということでやっていくわけですけども、だぶった工事ともなっていくということでしょうか。

議長 建設課長 (吉筋 恵治 君) 建設課長。
(岡本 教夫 君) 建設課長です。

西田議員の再質問にお答えいたします。

今回上部工ということでございますので、メインは工場製作ということになりますので、現場での作業はまだちょっとだいぶ先になるのかなというところがございます。

今回パネルブリッジという形式の橋でございまして、鉄製の桁に鉄製の板がくっついておるようなタイプの橋になってございますが、この工場製作及び現場搬入までの期間につきましては、7か月から8か月程度かかるとメーカーから聞いておりますので、仕事が下部工を被るということはほぼないのかなと捉えております。以上です。

議長 (吉筋 恵治 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (吉筋 恵治 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (吉筋惠治君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

(起立全員)

議長 (吉筋惠治君) 起立全員です。

したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました、次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしと言う者多数)

議長 (吉筋惠治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年1月森町議会臨時会を閉会します。

(午前10時38分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和7年1月27日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上